

定 款

- 「平成25年4月1日」制定
- 「平成29年4月1日」一部改正
- 「平成29年6月18日」一部改正
- 「令和元年6月18日」一部改正
- 「令和3年7月15日」一部改正

一般財団法人 広島県遺族会

一般財団法人 広島県遺族会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島県遺族会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島県内各地域又は地区遺族会と連携して、英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉増進及び慰藉救済を行うと共に、平和日本の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業
- (2) 遺族の処遇向上に関する事業
- (3) 遺族の生活相談に関する事業
- (4) 遺族相互の修養、親睦、慰藉に関する事業
- (5) 遺族会館の管理運営に関する事業
- (6) 機関紙の発行に関する事業
- (7) 関係官庁団体との連絡折衝に関する事業
- (8) 前各号の掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な、別表第1に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任又は解任)

第10条 評議員の選任又は解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を推薦する地区区分は別途定める。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員の報酬は、無報酬とする。

2 評議員に対しては、評議員会において別に定める費用弁償に関する規定により、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員並びに理事及び監事に対する費用弁償に関する規定
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

(7)基本財産の処分又は除外の承認

(8)その他評議員会で決議するものとして法令又は、この定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

(2)定款の変更

(3)基本財産の処分又は除外の承認

(4)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2人が記名捺印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上58名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 前項の理事を推薦する地区区分及び監事を推薦する区分は、別途定める。
- 3 理事のうちから12名を推薦し、その中から1名を会長、3名を副会長、8名を常務理事とする。
- 4 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める代表理事とする。同項の副会長及び常務理事をもって、法人法に定める業務執行理事とする。
- 5 第3項の理事の推薦方法及び地区区分は、別途定める。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって前条第3項に定める理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は、職務を怠った時

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない時

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める費用弁償に関する規定により、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けた時、又は会長に事故がある時は、あらかじめ会長が定めた副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第2項の場合には同条の定めるところによる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が議事録署名人となり、記名捺印する。

第8章 常務理事会

(常務理事会)

第33条 この法人に、常務理事会を置く。

2 前項の常務理事会は、会長、副会長及び常務理事で構成する。

3 第1項の常務理事会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること

(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること

(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること

4 第1項の常務理事会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第9章 女性部

(女性部)

第34条 この法人に女性部を置く。

2 前項の女性部の組織運営に関する必要事項は、評議員会で定める。

第10章 青年部

(青年部)

第35条 この法人に青年部を置く。

2 前項の青年部の組織運営に関する必要事項は、評議員会で定める。

第11章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 会長は、理事会の決議を経て、職員のうちから事務局長を任免する。

5 職員は、有給とする。

6 職員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(余剰金の処分制限)

第39条 この法人は、余剰金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
東 友一 山田 義春 大田 寛 沖田 ミツエ 増原 尋美
上田 節臣 深田 将之 板垣 美恵 竹鶴 寿夫 平田 修己
佐藤 憲 萩原 三枝子 吉田 尚徳 元谷 稔 篠原 彌之
三好 萬壽美 高橋 吉則 落合 久子 高橋 伸吉 山口 誠
井澤 聖昭 中川 康二 曾根 清二 橋本 直 山本 昭雄
御堂岡 勝敏 藪本 万治 岩崎 正司 岡崎 厚洋 斉良 茂樹
渡邊 勝之 中村 進治 廣田 昭彦 伊藤 孝文
- 4 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。
脇地 二三 川本 フジ子 野田 泰弘
- 5 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

平田 修己

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

川越 常幸 栗迫 敏江 下垣内 清 恩田 育子 中西 正友
横田 正夫 吉居 博海 舟橋 康夫 森田 進 山田 栄一
佐藤 暢家 住吉 睦治 豊田 貞 本崎 克治 水永 邦弘
小西 照枝 亀井 ちどり 秋國 美恵子 川野 康彦 黒木 菅子

7 財団法人広島県遺族会寄附行為は、附則第2項で定める解散の登記の日に廃止する。また、当該寄附行為の定めにより別に定められた諸規定も同時に廃止する。

8 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

9 この定款は、平成29年6月18日から施行する。

10 この定款は、令和元年6月18日から施行する。

11 この定款は、令和3年7月15日から施行する。

別表第1 基本財産（第5条関係）

財産の種類	種別・構造・金額
定期預金	3,000,000円 株式会社 広島銀行本店口座
土地	広島市中区袋町1番地22 172.00㎡
建物	広島市中区袋町1番地22 構造 鉄骨造陸屋根5階建 618.48㎡